

別表 1 (第 3 条関係)

市が推進する健康づくりの施策と事業所部門の認定要件

施策	内容	要件
①運動を習慣化する環境の整備	歩くことを中心に楽しみながら健康づくりに取り組める事業「はつらつ健幸ポイント」について、対象となる全ての従業員に周知し、参加を促すこと。また、3人以上の従業員が参加すること。 ※対象は、補助金申請日の属する年度の末日において18歳以上の市民又は市内の事業所で勤務する者。	必須
②がん検診の受診促進	各種がん検診の必要性を従業員に周知・啓発し、受診を促進すること。	必須
③たばこ対策	健康被害の周知、禁煙の働きかけ、分煙等の受動喫煙防止対策等のたばこ対策を実施すること。	必須
④身体活動及び運動に関する啓発	毎日プラス10分の運動が健康寿命を伸ばすことや、「ながら運動」など働く世代が取り組みやすい運動を周知・啓発すること。	2つ以上
⑤食生活及び栄養に関する啓発	野菜の適量摂取、減塩の推進（へら塩ベジうべ作戦）など食生活及び栄養を改善するための取組について、従業員に周知・啓発すること。	
⑥メンタルヘルス対策	心の健康に関する研修会の実施、相談窓口の設置などメンタルヘルス不調者への対応を実施すること。	
⑦歯科健診の受診促進	歯科健診の必要性を従業員に周知・啓発し、受診を促進すること。	
⑧健康づくり人材の育成・活用	健康情報を身近な人に伝えるインフルエンサーである「健幸アンバサダー」など健康づくり人材を養成するために市が開催する講座等の情報について、全ての従業員に周知し、参加を促すこと。	

※①～③は必須とし、④～⑧はいずれか2つ以上について取り組むものとする。